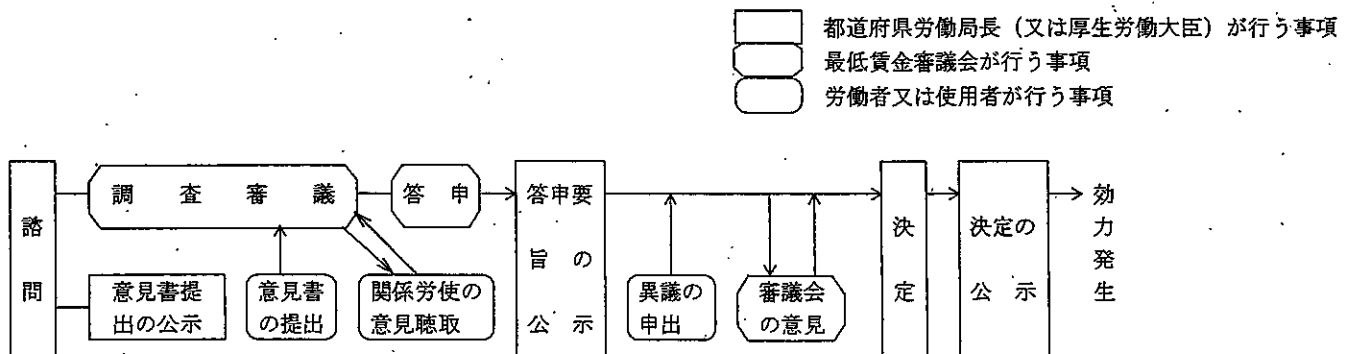


## 地域別最低賃金について

- 1 概要（設定件数 47 件、適用労働者数約 5,000 万人、加重平均額 668 円）
- 地域別最低賃金は、最低賃金法第 16 条の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が必要があると認めるときに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会に調査審議を求め、その意見を聴いて決定される。

### 2 決定手続の概要



### 3 目安制度について

昭和 52 年 12 月 15 日

中央最低賃金審議会「今後の最低賃金制のあり方について」答申

- (1) 現行の最低賃金の決定方式は、今日なお地域間、産業間等の賃金格差がかなり大きく存在し、依然として地域特殊性を濃厚に持つ低賃金の改善に有効であるが、当面の最低賃金制のあり方としては、地方最低賃金審議会が審議決定する方式によることを基本としつつ、その一層適切な機能発揮を図るため、全国的な整合性の確保に資する見地から、(2)(3)の措置を講ずるべきである。
- (2) 最低賃金額の決定の前提となる基本的事項である、①地域別最低賃金と産業別最低賃金のそれぞれの性格と機能分担、②高齢者の扱いその他適用労働者の範囲、③最低賃金額の表示単位期間のとり方などについて、中央最低賃金審議会がその考え方を整理し、これを地方最低賃金審議会に提示する。
- (3) 最低賃金額の改定については、できるだけ全国的整合性ある決定が行われる

よう、中央最低賃金審議会は、昭和53年度より毎年、47都道府県を数等のランクに分け、最低賃金額についての目安を作成し、これを一定期日までに地方最低賃金審議会に提示する。

**平成元年 11月1日**

**中央最低賃金審議会 目安制度のあり方に関する全員協議会報告**

- (1) 目安制度は概ね有効に機能し、その役割を果たしてきたとの共通認識に立ったうえで、現行制度の一部の見直しが必要。
- (2) 目安制度の見直しに当たっては、地方最低賃金審議会の自主性拡大の方向を基本に改善。
- (3) 制度のあり方は概ね5年毎に見直し。制度の運用は必要に応じてその都度改善に努める。
- (4) 中央最低賃金審議会の目安審議及び地方最低賃金審議会の地域別最低賃金改正審議における参考資料については、適正な水準と全国的整合性の確保を重視する観点から改善に努める。
- (5) 目安の表示方法は、全国的整合性及び地方最低賃金審議会の自主性を確保する観点から、今後検討を行い、平成2年度から具体化が図れるよう努める。
- (6) 表示単位期間及びランク区分については今後協議。

**平成2年 4月27日**

**中央最低賃金審議会 目安制度のあり方に関する全員協議会報告**

- (1) 最低賃金の改正は、労働市場の実態や賃金動向、低賃金労働者の賃金実態などを踏まえて決定されるべきものであり、ある程度の影響率を持つ水準に設定する必要がある。
- (2) 最低賃金にはある程度の地域間格差が存在することは許容されよう。地域別最低賃金は、低賃金層の賃金の地域間格差の拡大を抑えるという役割を果たしてきた。
- (3) 各都道府県の賃金の実態の順序と地域別最低賃金の水準の順序は、概ね整合的であるべき。
- (4) 目安の提示は今後も、昭和52年（9月28日）の小委員会報告に当たり了解された考え方による。
- (5) 地方最低賃金審議会は、中央最低賃金審議会の示す目安を参考として、客観的データに基づき、参考人の意見聴取、実地視察等を行い、賃金の動向等を十分に検討し、地域別最低賃金の水準について公労使三者の合意を形成していくべき。
- (6) 目安の形態（ゾーン方式）については、今後検討。
- (7) 公労使三者の合意形成の重要性に鑑み、平成2年度から資料の整備、充実に努める。

平成 7 年 4 月 28 日

中央最低賃金審議会 目安制度のあり方に関する全員協議会報告

(1) 賃金改定状況調査における賃金上昇率の算出方法の変更

- ① 「パート労働者の賃金水準とそのウェイトの変化」が反映されるようにするため、一般労働者及びパート労働者の全労働者について賃金上昇率を求めることが適当。
- ② 「男女構成の変化」については、従来この影響が反映された賃金上昇率と当該影響を除去した賃金上昇率とを算出していたが、前者のみを算出することが適当。
- ③ 「就労日数の増減」が反映されるように賃金水準上昇率を算出することが適当。

(2) ランク区分及び表示方法

- ・ 地域別最低賃金は、各都道府県の賃金水準、生活水準等の動向を可能な限り反映したものとなることが公平性の観点からも望ましいと考えられる。そこで、各都道府県の経済実態に基づき各都道府県の各ランクへの振分けを見直し、今後見直し後のランクで目安を示すこととする。
- ・ ランク数及び各都道府県の各ランクへの振分けについては、現行のランクとの継続性に留意するとともに、目安の法的な安定性という面も考慮しつつ検討。
- ・ この結果、ランク数については、従来と同様4つとすることが適当である。
- ・ また、各都道府県の各ランクへの振分けに当たっては、各都道府県の経済実態を示す総合指数を基本に、原則として総合指数に比較的大きな格差のある府県間に注目するとともに各ランクにおける総合指数の分散度合を全体的に小さくする方向でランクの境界を設定。
- ・ 表示方法は、従前どおり各ランクごとの引上額による表示とする。目安額の算定は新たなランクの都道府県の地域別最低賃金の単純平均値方式とする。
- ・ ランク区分については今後5年ごとに見直し。

(3) 表示単位

地域別最低賃金の表示単位については、当面、現行通り日額・時間額併用方式を維持することとする。目安額の表示単位についても、当面、現行の日額表示を維持することが適当。

平成 12 年 3 月 24 日

中央最低賃金審議会 目安制度のあり方に関する全員協議会報告（中間とりまとめ）

(1) ランク振分け等ランク区分の見直しについて

- ① ランク数については、従前と同様4つとすることが適当。
- ② 各都道府県の各ランクへの振分けに当たっては、平成7年全協報告を踏まえるとともに、昨今の経済情勢等にかんがみ、4県について適用される目安のランクを変更することが適当。

(2) 経済情勢等を踏まえた目安の決定のあり方等について

- ① 今後とも賃金改定状況調査を重要な参考資料とする取扱いを基本とすべき。
- ② 各年毎に、公労使の各委員による真摯な意見交換を通じて凍結事業所割合の状況を含む各種の経済社会情勢に係る指標について、十分検討を加え、その時々々の状況に応じた適切な目安を示していくことが重要。

平成 12 年 12 月 15 日

#### 中央最低賃金審議会 目安制度のあり方に関する全員協議会報告

##### (1) 基本的考え方

目安制度については、今後とも経済社会情勢等の変化に対応した適切な見直しを図りつつ、基本的には同制度を維持していくことが適当。

##### (2) 表示単位期間について

- ① 経済社会情勢の変化の方向性を見据え、最低賃金適用上の公平の観点及び実情を踏まえれば、時間額単独方式へ一本化することが適当。
- ② 移行に当たっての条件整備を図っていくために、具体的な検討事項につき可能な限り早急に検討を開始し、早期に結論を得るべく努力すべき。

##### (3) 表示方法について

ランク制度の意義を保つため、現行の各ランクごとの引上額による表示を引き続き用いる。

##### (4) 参考資料のあり方について

例えば賃金構造基本統計調査により影響率を集計するなど、最低賃金の水準や影響について様々な観点からの検討及び評価を行うための参考資料の一層の整備・充実を図ることが適当。

平成 14 年 4 月 2 日

#### 中央最低賃金審議会 時間額表示問題全員協議会報告

賃金支払形態、所定労働時間などの異なる労働者についての最低賃金適用上の公平の観点や就業形態の多様化への対応の観点、さらにはわかりやすさの観点から時間額のみが表示が望ましいので、地域別最低賃金額については時間額単独方式への移行を急ぐべき。

平成 16 年 12 月 15 日

#### 中央最低賃金審議会 目安制度のあり方に関する全員協議会報告

##### (1) 表示方法及びランク区分のあり方について

###### ① ランク設定の必要性

地域別最低賃金の表示単位期間がすべて時間額単独方式に移行したこともあり、ランクごとの目安額に差が生じにくくなっており、ランクを設定する意義が低下しているが、時間額単独方式移行後、短期間しか経過していないこと等から、当面ランク制度を維持することが適当。

ただし、次回の見直しの際には、ランク設定の必要性を改めて検討。

②表示方法について

ランク制度の維持を前提とするならば、当面は現行の各ランクごとの引上げ額による表示を引き続き用いることが適当。

③新しい総合指数に基づく各都道府県の各ランクへの振り分け

平成7年及び平成12年に続く今回の見直しにおいても、4ランク制を前提としてランク区分の基礎となる20の指標に基づき、新たな総合指数を算出し、別紙のとおり各都道府県を各ランクに振り分ける。

(2) 賃金改定状況調査等参考資料のあり方について

賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率の計算方法については、パートタイム労働者構成比の変化によって賃金上昇率が影響を受けることは望ましくないことから、今後はパートタイム労働者構成比の変化による影響を除去して賃金上昇率を計算する方法を採用。

(3) 改定審議のあり方について

中賃における目安の提示と地賃における改定審議は2年に1回程度行えば足りるとする意見が出されたが、最低賃金は社会経済情勢を踏まえ時宜にかなった改正が行われるべきこと等を考慮すると、毎年目安を示すことが適当。

(4) 金額水準について

労使の見解に隔たりがあり、明確な結論を得ることができなかったが、最低賃金の金額審議に当たっては、引き続き各種資料を総合的に勘案し、最低賃金の機能が適切に発揮されるよう審議することが必要。

## 目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ

中央最低賃金審議会  
【目安審議】

地方最低賃金審議会  
【地域別最低賃金審議】

